

犬の登録と狂犬病予防注射日程表及び会場



※注射料及び手数料のお支払の際は、千円札でお支払い頂けると料金確認が容易になり、処理が早く行えます。ご協力をお願いします。(お釣りを準備します。)

・注射料及び手数料 2,950円/1頭

・登録料金 3,000円/1頭

※市内動物病院で注射を受けられる際にも必ずハガキをご持参ください。

犬の登録と狂犬病予防注射を実施しますので、生後3ヶ月以上の犬を飼っている人は、最寄りの会場で必ず受けさせていただきます。(既登録犬は事前にハガキを郵送しますので、必ずご持参ください。また、犬が死亡している場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。)

なお、新規登録の犬は登録料が必要です。(新規登録の場合は、当日カードを配布します。)

美祢地域

	場 所	時 間
5月11日水	南大嶺駅	9:10 ~ 9:15
	四郎ヶ原集会所	9:25 ~ 9:30
	四郎ヶ原駅	9:40 ~ 9:45
	熊の倉停留所付近	9:55 ~ 10:00
	横坂集会所	10:10 ~ 10:15
	厚保出張所	10:25 ~ 10:35
	本郷停留所付近	10:45 ~ 10:50
	原林業集落センター	11:00 ~ 11:05
	保々停留所	11:15 ~ 11:20
	豊田前出張所	11:30 ~ 11:40
	二区集会所	13:10 ~ 13:15
	御注連停留所	13:25 ~ 13:30
	下桃の木停留所	13:40 ~ 13:45
	平原停留所	13:55 ~ 14:00
	大嶺郵便局付近	14:10 ~ 14:15
白岩集会所	14:25 ~ 14:30	
下田代停留所	14:40 ~ 14:45	
旧農協田代事業所	14:55 ~ 15:00	

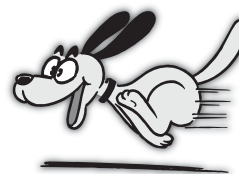
	場 所	時 間
5月12日木	岡田公会堂	9:10 ~ 9:15
	東中村・飯田石油店裏側	9:25 ~ 9:30
	於福出張所	9:40 ~ 9:50
	平国木林業集落センター	10:00 ~ 10:05
	重安駅	10:15 ~ 10:25
	曾根・小田商店付近	10:35 ~ 10:40
	下領・お宮付近	10:50 ~ 10:55
	中村・丸仙商店付近	11:05 ~ 11:10
	日永集会所	11:20 ~ 11:25
	来福台土地開発公社 現地事務所前	11:35 ~ 11:50
	市民会館東側	13:10 ~ 13:20
	西伊佐公園	13:30 ~ 13:35
	伊佐公民館	13:40 ~ 13:50
	農協伊佐支所	14:00 ~ 14:05
	野崎集会所	14:15 ~ 14:20
上曾原停留所付近	14:30 ~ 14:35	
河原町・専正寺前	14:45 ~ 14:50	
堀越簡易郵便局前	15:10 ~ 15:15	

美東地域

	場 所	時 間
5月11日水	絵堂集会所	8:55 ~ 9:00
	赤郷交流センター	9:05 ~ 9:10
	銭屋集会所	9:15 ~ 9:20
	桂岩ふれあいセンター	9:30 ~ 9:35
	下市集会所	9:45 ~ 9:50
	美東総合支所裏	10:00 ~ 10:05
	薬王寺光泉坊集会所	10:15 ~ 10:20
	綾木ふるさとセンター	10:30 ~ 10:35
	瀬々川昭和橋	10:45 ~ 10:50
	十文字区岡崎商店前	11:00 ~ 11:05
	東一区井上宅横	11:15 ~ 11:20
	郷区田中宅横	11:30 ~ 11:35

秋芳地域

	場 所	時 間
5月12日木	嘉万出張所前	9:00 ~ 9:30
	別府出張所前	9:40 ~ 10:10
	岩永出張所前	10:30 ~ 11:00
	秋芳保健センター前	11:10 ~ 11:40



生活環境課 ☎0837(53)1090
 問合せ先 美東総合支所市民窓口係 ☎08396(2)5004
 秋芳総合支所市民窓口係 ☎0837(62)1910

介護予防でいつまでもきらめいて!! 健康自立度調査(基本チェックリスト)をつけてみましょう

65歳以上の要介護、要支援認定を受けていない人を対象に、健康自立度に関する調査票(基本チェックリスト)を郵送します。

調査票の回答は、「はい」、「いいえ」の二択となっています。これに回答することにより、運動機能や生活力などの心身機能の低下がみられるかどうかを判定します。

返信の期日(5月13日金)までに回答された場合は、それぞれに「結果アドバイス票」を送付しますので、自分の健康状態を見直し、介護予防に取り組むきっかけとして、調査票(基本チェックリスト)をつけてみましょう。

調査票(基本チェックリスト)が届いたら…

①質問の回答を黒のボールペンで記入し、返信用封筒で返送してください。



②回答内容により健康自立度を判定し、その結果を「結果アドバイス票」として送付します。



③運動機能や生活力などの心身機能の低下がみられると判定された場合は、「きらめきシニア」介護予防プログラムへの参加をお勧めします。



④地域包括支援センター職員が相談に応じますので、それぞれに適した「きらめきシニア」介護予防プログラムに参加しましょう。

「きらめきシニア」介護予防プログラムとは…

活動的な生活を送るために必要な身体機能を維持、向上させるためのプログラムです。

- 運動器の機能向上プログラム(転ばない身体づくりをしましょう!)
立ちすわりや歩行に必要な筋力をつけ、転倒予防のためのトレーニングを行います。
- 栄養改善プログラム(おいしく食べて病気に強い身体をつくりましょう!)
低栄養予防のために、バランスのよい食事内容について学びます。
- 口腔機能の向上プログラム(よくかみ、しっかり飲み込み病気を予防しましょう!)
歯磨きや入れ歯の手入れ、口のマッサージなど、飲み込み力を高める方法を学びます。

いつまでも自分らしく元気に暮らすため、健康自立度調査に回答し、「きらめきシニア」介護予防プログラムを利用してみましょう。



問合せ先 高齢福祉課 ☎0837(52)1132

地域消費情報 美祿通信

クーリング・オフ制度は、消費者の味方といえますが、「契約は守らなければならない」とする原則の例外であり、クーリング・オフ制度を利用できない場合もあります。



美祿市消費者の会 会員募集中です!!

エコ活動や消費生活トラブル防止の啓発に興味をお持ちの方は、事務局までご連絡ください。

美祿市消費者の会

(事務局 商工労働課 ☎0837(52)5224)

クーリング・オフ

できる?できない?

クーリング・オフできないケース

- 通信販売(テレビショッピングなど)で商品を購入した場合
- 3,000円未満の商品を現金で購入した場合
- 自動車を購入またはリースした場合
- 消耗品(化粧品・健康食品)を使用した場合
- 契約書などを受け取った日から一定期間を経過した場合
 - 8日間: 訪問販売・電話勧誘販売・エステや学習塾など継続的契約
 - 20日間: マルチ商法・モニター商法・内職商法

※次回はクーリング・オフできる取引について、詳しくご紹介します。

問合せ先 商工労働課 ☎0837(52)5224